

一括交付金に関する指定都市の提案

指定都市市長会

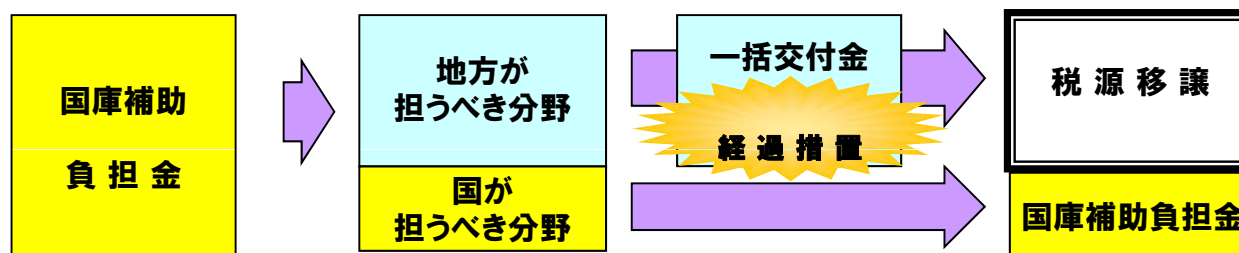
1 一括交付金の制度化にあたっての前提

● 一括交付金の基本的考え方

- 地域主権改革の趣旨を踏まえ、地方自治体の自由度が高まり、地域が自己決定できる財源となる仕組みを構築すること

● 税源移譲までの経過措置

- 一括交付金は、あくまでも税源移譲までの経過措置とし、その工程を明確にすること
- 最終的には国と地方の役割分担を見直したうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金は廃止し、所要額を全額税源移譲すること



● 指定都市を始めとする地方の意見の反映

- 指定都市を始めとする地方の意見を取り入れること

● 早期に制度設計を提示

- 地方自治体の予算編成に支障をきたさないよう早期に制度設計を行い、提示すること 1

2 一括交付金化の対象範囲

対象範囲

- 指定都市が従来から廃止を主張してきた地方が担うべき分野の国庫補助負担金を、一括交付金の対象とすると ⇒ **H22予算ベースで、5.5兆円**

廃止すべき国庫補助負担金額（平成22年度予算ベース）

（単位：億円）

性質	社会保障	義務教育	その他	合計
経常	8,120 児童保護費等負担金 児童育成事業費補助金 疾病予防対策事業費等補助金 他	16,136 義務教育費国庫負担金 他	265	24,521
投資	582 地域介護・福祉空間整備等施設整備 交付金 他	1,161 安全・安心な学校づくり交付金 他	29,155 社会資本整備総合交付金 活力創出基盤整備総合交付金 水の安全・安心基盤整備総合交付金 市街地整備総合交付金 地域住宅支援総合交付金 下水道事業費補助 道路事業費補助 他	30,898
合計	8,702	17,297	29,420	55,419

※ 指定都市市長会事務局試算によるもの

※ 社会保障・義務教育関係については、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものに限定して一括交付金の対象外とするが、個別に精査する必要がある。

3 一括交付金化の対象外

● 対象から除くべき国庫補助負担金

- 全国統一の基準で取り扱うことが望ましい、国が担うべき分野であって、地方の裁量の余地がない分野

⇒ 生活保護、子ども手当、国民健康保険 など

- 特定の地域に対し交付されているもの

⇒ 電源立地交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、防衛施設に関するもの など

- 重点的、臨時巨額な財政需要が必要なもの

⇒ 災害対策、我が国の成長戦略など国策として行うもの など

- その他

⇒ 国庫委託金、国有資産所在地市町村交付金、交通安全対策特別交付金、
その他国家補償的性格のもの など

4 一括交付金の総額・配分

● 一括交付金の総額

- 地方の安定的な財政運営に十分配慮すること
- 国の財政再建を目的に、スリム化と称した削減を行わず、地方の施策・事業の必要額を確保すること

● 一括交付金の配分

- 自治体間の財政調整機能は地方交付税の役割であることから、一括交付金での財政調整は行わないこと
- 人口などをメインとし、各自治体の行政需要を的確に反映できる客観的指標により配分すること
- 導入当初は、継続事業に支障をきたさないよう配慮すること

5 地方の自由度の拡大と国との関わり

● 一括交付金の括り方・用途

- 現行補助金所管府省の枠を超えた、地方にとって自由度の高いものにする
- 一つの大きな『一括』の交付金とし、施策分野や経常、投資の区分をしない
- 用途については、地方の裁量に任せることとし、基金への積み立てなど年度間の調整も認める

◇ 括り方と用途のイメージ



● 地方の自由度の拡大と国の関わり

- 地方の自由度を拡大するため、国の箇所付けの廃止や原則として事業計画の提出を不要とするなど、地方への国の事前関与をできるかぎり縮小すること
- 地方が自らの責任で事業を評価する制度とすること